

議提議案第 号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成二十九年 月 日

提出者

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部
を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し中「政務調査費」を「政務活動費等」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 7 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に交付する会派に係
る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千元
に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要が
ある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 三重県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年三重県条例第四十九号)

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(政務活動費等の額の特例)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(政務調査費の額の特例)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(新設)</p>